

消費者向け講演会の開催について

平成20年10月16日
公正取引委員会事務総局
中 部 事 務 所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用等を通じて公正かつ自由な競争を促進するとともに、消費者利益の一層の確保を図る観点から、景品表示法に基づき、消費者に誤認される虚偽・誇大な広告その他の表示を規制する等、消費者政策を実施してきています。

この政策を一般消費者に広く周知するため、中部事務所では、以下のとおり、消費者向け講演会「私たちの暮らしと景品表示法」を開催することとしました。

なお、金沢市における同講演会の開催は、今回が初めてです。

1 日時・場所

平成20年11月26日(水)午後1時30分～午後3時00分
石川県女性センター 4階 コンベンション室
(金沢市三社町1番44号)

2 内 容

- (1) 公正取引委員会の役割について
- (2) 景品表示法について
- (3) 最近の景品表示法違反事件について

3 その他

- (1) 定 員 50名(申込み先着順)
- (2) 申込方法 下記の電話又はFAX(052-971-5003)へ直接お申込みください。(FAXでのお申込みの場合には、氏名及び連絡先電話番号を記入して下さい。)

お申込みいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所取引課
	電話 052-961-9423(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/c_chubu/index.htm